

設 備 確 認 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号（法第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認を含む。）の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について設備確認をする。

記

- 1 有害水バラスト処理設備の名称及び型式
- 2 有害水バラスト処理設備の製造者の氏名又は名称
- 3 製造番号
- 4 備考

年 月 日

国土交通大臣

印